

# 米国・ハワイ州友好 5 周年に係る道産品 PR 販売事業委託業務 企画提案指示書

## 1 目的

北海道と米国・ハワイ州との友好提携宣言 5 周年の記念事業の一環として、ハワイ州の小売店等での道産品のテスト販売を行うとともに、観光、アイヌ文化、縄文文化など北海道の魅力を一体的に情報発信する。

## 2 実施方法

総合評価一般競争入札

## 3 委託期間

契約締結の日から令和 5 年(2023 年)3月 10 日(金)まで

## 4 委託業務の概要

### (1) ハワイ州ホノルル市内の小売店等での道産品テスト販売

北海道と米国・ハワイ州との友好提携宣言 5 周年に併せて道産品のテスト販売を実施し、経済交流による友好関係の一層の醸成及び道産品のハワイ進出に向けた市場調査を行う。

### (2) 観光、文化(アイヌ、縄文等)など北海道の魅力に関する情報発信

道産品のテスト販売実施と併せて、観光や文化(アイヌ、縄文等)の北海道の魅力を一体的にPRし、ハワイにおける北海道の認知及びブランド力向上を図る。

## 5 委託業務の内容

### (1) 道産品テスト販売の実施

#### ア 実施内容

以下の項目および「イ 参加企業および販売商品の募集」を加味し、企画提案書にテスト販売を実施する店舗および実施期間、候補となる企業・商品について記載すること。また、その理由も合わせて記載すること。

(ア) 実施店舗は、ホノルル市内にある小売店等の 1 店舗以上とし、実施期間は、1 週間以上とすること。

(イ) 販売時期は、令和 5 年(2023 年)1 月中旬から下旬とすること。なお、テスト販売終了後も継続販売が可能な場合は、実施してもかまわない。

#### イ 参加企業および販売商品の募集

以下の項目を踏まえ、提案書に具体的な募集方法や候補となる企業・商品について記載すること。

(ア) 道内の商社やメーカー、団体から募集し、5 社・団体以上からの参加を募ること。

(イ) 食品・非食品問わず、計 20 品目以上の商品を取り揃えること。なお、食品については、畜産品(想定:道産和牛)や水産品(想定:水産エコラベル認証を受けたホタテや秋サケを中心とした道産水産物)、日本酒などの道が米国市場に向けた重点品目や現地ニーズを考慮した商品を取り揃えることが望ましい。

#### ウ 参加企業への対応

以下の項目を踏まえ、具体的な対応方法を記載すること。

- (ア) テスト販売についての概要を参加企業へ提供すること。
  - (イ) 商品価値を高めるような複数の商品を組み合わせた売り方(例: 日本酒とおつまみのセット販売)等の提案をすること。
  - (ウ) その他、参加企業とは必要に応じて連絡調整を行い、フォローアップを行うこと。なお、フォローアップ出来る事項や範囲(例: 翻訳対応、サンプル送付の支援、オンライン会議の補助など)については、提案書に明確に示すこと。
  - (エ) 参加企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は受託者に属することとする。
- エ 売場レイアウトの作成(備品・什器、照明等、設備の設置を含む)
- 以下の項目および「オ 売場の装飾」を踏まえて、提案書に売場レイアウトや装飾、PR方法等を記載すること。
- (ア) 販売する商品や分野を踏まえ、効率的に展示・販売を行い、北海道の食の魅力を最大限発信できるようにすること。
  - (イ) 商品を適切に展示・管理するための備品(食器棚、テーブル、イス、冷蔵・冷凍庫等)の借上げを行うこと。
- オ 売場の装飾
- (ア) ブース全体で北海道をイメージさせる、写真やモニター・バナー等による装飾。
  - (イ) 北海道およびハワイ州との友好提携宣言に関する情報を発信する装飾。
  - (ウ) 企業ロゴやポスター、POP 等を活用した企業や商品の特徴のプロモーションに資する装飾。
  - (エ) アイヌ文化及び縄文文化に関する情報を発信する装飾。
  - (オ) 出展にあたっては、北海道食産業振興課が進める「食絶景北海道」のロゴやポスターを活用するなどして、北海道産の PR に繋がる効果的な中身となるよう対応すること。具体的な活用内容については委託者と確認すること。
- カ 商品の輸出等
- 以下の項目および「キ 啓発資材の輸送」を踏まえ、企画提案書に商品の想定される輸送経路及び日数を掲載すること。
- (ア) 商品の輸出にあたっては、受託者の指定する場所(日本国内)から出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、米国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、米国の目的港から出展会場までの輸送を行うこと。
  - (イ) 商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送、輸出を行うこと。また、テスト販売期間中も適切な保管、管理を行うこと。
  - (ウ) 輸出にあたり、日本及び米国の貿易に関する関係諸法規に従い、正規通関を実施すること。
- キ 啓発資材の輸送
- 委託者や出展企業が会場で使用するポスターやパンフレット等資材のとりまとめを行い、会場店舗までの輸送を行うこと。
- ク 人員配置
- 以下の項目を踏まえ、提案書に想定される人員配置をそれぞれ記載すること。
- (ア) テスト販売開始までの準備やテスト販売店舗との調整業務にあたり、日本語と英語の通訳が可能な人員を1名以上配置すること。
  - (イ) テスト販売期間中、会場に日本語と英語の商談通訳が可能な人員を1名以上配置し、テスト販売会場の管理運営のほか、出展企業の販売支援を行うこと。

(ウ) 米国・ハワイ州への渡航が可能となった場合は、テスト販売期間中に現地参加企業 2社あたり1名以上の販売員を配置すること。

ケ 現地送迎

米国・ハワイ州への渡航が可能となった場合は、バス等の車輛を借り上げ、空港、ホテル間について、道内参加企業等関係者の送迎を行うこと。

コ テスト販売実施にあたっての連携・協力

テスト販売にあたり、企画提案以外の現地の企業などから連携・協力(想定:現地日系飲食店における中食展開など)のオファーがあった場合には、委託者と協議しながら、対応すること。

サ テスト販売終了後のフォローアップ

受託者は、来場者に対し、販売商品などに関するアンケートを実施するとともに、テスト販売参加企業に対し、アンケートの結果や販売数量・金額を報告すること。

シ その他

テスト販売の実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(4) 実施スケジュールの記載

提案書に上記の取組に関する全体スケジュールを記載すること。

(5) 成果品の提出

ア 以下の内容を基本に整理した報告書を提出するものとする。

(ア) テスト販売の実施概要と結果(売上、売上上位の商品、現地の嗜好・消費傾向)

(イ) 実施概要と結果を踏まえた分析と課題の抽出

(ウ) 抽出した課題の考察による対応策や提案

イ 上記(ア)～(ウ)をまとめた対外的に説明し利用できる小冊子等を作成し提出するものとする。

※報告書は、電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(冊子2部)を提出すること。

※小冊子の場合は、電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(小冊子10部)を提出すること。

※PR素材等は 電子媒体(DVD-R1枚)を作成すること。

※成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

## 6 総合評価一般競争入札の資格要件

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)または単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されて

- いる者でないこと。
- エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - (ア)道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
  - (イ)本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
  - (ウ)消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
  - (ア)健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
  - (イ)厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
  - (ウ)雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 7 審査

### (1)入札金額

### (2)事業者の適格性

- ア 業務を実施するにあたり、海外でのイベントの開催や実施、商品の輸出入など貿易に関する十分な知識や実務経験を有していること。
- イ 米国・ハワイ州の小売店との繋がりを有していること。
- ウ 米国・ハワイ州現地との連絡調整を行うことができ、提案内容を確実に実行できる体制を有していること。

### (3)企画提案の適合性

- ア 道内から広く企業・商品を募ることができる内容となっていること。
- イ テスト販売が、企画提案指示書に示す事項に基づき適切に計画されていること。
- ウ 企画提案指示書に示す事項に基づきアンケートの実施が計画され事業終了後には報告書や成果品が作成されることになっていること。
- エ 米国・ハワイ州へ渡航することが出来ない場合でも事業が実施できる体制が整えられていること。

## 8 応募手続き

### (1)担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係  
＜担当＞ 主事 大塚 晴美  
＜電話＞ 011-204-5342 (内線)26-654  
＜FAX＞ 011-232-8870  
＜E-mail＞ ootsuka.harumi@pref.hokkaido.lg.jp

### (2)資格審査申請書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和4年(2022年)7月25日(月)午後5時(必着)
  - イ 提出場所 (1)に同じ
  - ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)
  - エ 提出様式 別添様式1のとおり
  - オ 提出部数 1部
- (3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ア 提出期限 令和4年(2022年)7月25日(月)午後5時(必着)
  - イ 提出場所 (1)に同じ
  - ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)
  - エ 提出様式 別添様式2のとおり
  - オ 提出部数 8部
- ※1部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載しないもの。文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

## 9 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

## 10 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、事前に不参加を決定した場合は、令和4年(2022年)7月25日(月)午後5時までに上記8(1)の担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口  
8(1)に同じ